政令第百十六号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」を「サイバーセキュリティ・政策評価審議官」に改め、同条第三項中「政策評価審議官」を「サイバーセキュリティ・政策評価審議官」に改め、「受けて、」の下に「文部科学省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項並びに」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十七号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十九号を第二十号とし、同項第十八号中「旧陸海軍」を「前号に掲げるもののほか、旧陸海軍」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八　戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること。

第十一条第二項中「第十九号」を「第二十号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十二号中「自殺対策の大綱」を「自殺総合対策大綱」に、「第八条」を「第十二条」に改める。

第百九条第十六号中「自殺対策の大綱」を「自殺総合対策大綱」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十九号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

第十二条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第九十二条第三項中「六部」を「五部」に改め、「総務部」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　前項の部のほか、東北農政局、関東農政局及び九州農政局に総務部を置く。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　森山　裕
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎